

daily コラム

2010年6月15日(火)

〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-18-3-5F

㈱メディカル保険サービス TEL 03-6808-1441 FAX 03-6808-1442

Email: info@medical-hoken.com

前納報奨金制度の存続危機

市県民税（普通徴収分）や固定資産税は通常年4回に分けて納めることになっていますが、最初の納期に全期分を前納した場合には、市税に未納がないことなどを条件に、年税額から前納報奨金（交付分）を差し引いて納めることができます。この制度のことを「前納報奨金」といいます。報奨金制度は、地方税法第321条及び365条にその設置を認める規定がおかれ、また、交付率の上限も税額の100分の1と定められています。

近年、多くの自治体では、制度そのものの廃止、市県民税の廃止、交付率の引下げ、報奨金の限度額の減額といった措置が取られ、その存続は危機的な状況にあります。

その理由として、創設以来60年以上（昭和25年シャープ勧告に基づいて創設）の経過で社会情勢が大きく変化し、当初の目的である税収の早期確保や自主納税意識の高揚などが達成されてきたこと、市県民税を給与や年金から天引きされる納税者には本制度の対象にならないため、恩恵を受ける納税者との不公平感が大きくなってきたこと、納付したくても一括納付する資力がない人には、本制度の恩恵がなく、納税の公平性に欠けること等が挙げられて

いますが、実際のところは自治体の厳しい財政事情が背景にあるようです。

前納報奨金の求め方（計算方法）

前納した一の納期の税額 $\times 0.5 / 100$ (交付率) \times 納期前に係る月数 = 前納報奨金

前納となる月数は、条例では、固定資産税は18ヶ月、市県民税は10ヶ月が一般的です。

例) 固定資産税、年税額160,000円（各期の税額40,000円）を4月30日に前納する場合

$40,000 \text{円} \times 0.5 / 100 \times 18 \text{月} = 3,600 \text{円}$

市県民税、年税額200,000円（各期の税額50,000円）を6月30日に前納する場合
 $50,000 \text{円} \times 0.5 / 100 \times 10 \text{月} = 2,500 \text{円}$

*自治体では条例により交付率をさらに引き下げ0.3%、また、報奨限度額も3万円と定めるところもあります。

所得税法の取り扱い

非業務用固定資産に係るものは、一時所得の収入金額となります。なお、一時所得の計算においては、50万円の特別控除があります。一方、事業用固定資産に係るものは、事業の遂行に付随して生じた収入として、事業所得の金額の計算上総収入金額に算入しなければなりません。



ささやかな楽しみも
なくなって、残念じゃ！